太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定書(案)

仙台市(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)は、太陽光発電 設備等共同購入事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は本事業に関する甲及び乙の役割、実施の条件、有効期間等を定めることにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

(役割等)

- 第2条 本事業における甲及び乙の役割については、次のとおりとする。
 - (1) 甲 本事業の広報に係る業務の支援
 - (2) 乙 太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書(以下「仕様書」という。) に定める 業務内容の実施
- 2 甲と乙は前項各号に定める事項を効果的に推進するため随時協議を行うものとする。

(実施の条件)

第3条 乙は本事業の実施にあたり、太陽光発電設備等共同購入事業支援事業者募集要項 (以下「募集要項」という。)及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。 ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(経費負担)

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は乙が負担 するものとする。

(実施体制の構築及び事業計画の策定)

第5条 乙は、本事業の実施 に当たり、必要な事項を記載した実施体制表及び事業計画書 を、甲と協議のうえ作成し、甲に提出するものとする。

(事業成果物の提出)

第6条 乙は、本事業の実施結果を記載した事業成果物を、協定満了日までに、甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲又は乙が故意に又は過失により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は乙は、当該相手方又は第三者に対し、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は本協定に基づく活動において相手方から知り得た情報について本協定

の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示・漏えいしてはならない。 ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の一箇月前までに甲及び乙の一方から書面による協定終了の申出がないときは、本協定と同一条件で一年間継続することとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

- 第 10 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは 本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が本協定に違反したとき。
 - (2) 乙が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(疑義等の処理)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は甲 乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書二通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市長 郡 和子 印

乙 (住所)

(社名)

(職・氏名)

印